

+

令和5年 第11回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第11回農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年11月24日(金)					
招集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和5年11月24日 午前9時30分				
	閉会	令和5年11月24日 午前10時20分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	×
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	×	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	平川 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番8番	上野 克比古	席番9番	坂中 則雄		
職務のため出席 した者職氏名	局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	鈴木	主幹兼農地係長	竹之内		
	主幹兼農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	○
2	竹田 憲男	○	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第70号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第73号 非農地証明願の承認について 議案第74号 農用地利用集積計画決定について 議案第75号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和5年第11回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。柳井委員、福岡裕幸委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により席番8番上野委員と席番9番坂中委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、吉野委員の報告をお願いします。</p>
委員	吉野	<p>10月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので、報告いたします。議案書4ページの番号21番です。所在、地目等は資料のとおりですが、場所は野井倉にあります有限会社丸五の建物の北側になります。有限会社丸五から北へ東九州自動車道を超えて310m行った先に2筆、そこからさらに北へ100m行った先に1筆あります。</p> <p>譲受人は一丁田にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。水稻と露地野菜を栽培されており、農機具はトラクター9台のほか、田植機2台、コンバイン3台を保有されています。譲受人宅からは、2、3分の距離にあります。あっせん価格は希望どおりの10a当たり40万円、総額で120万円でした。あっせん委員は春田委員と私、吉野でした。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、脇田廣昭委員の報告を2件まとめてをお願いします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>9月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので、報告いたします。4ページのあっせん成立資料、番号22番です。所在、地目等は資料のとおりですが、場所は道の駅松山より2.2kmほど豊留方面へ進み、福森総合建設から右へ200m入ったところに中村迫の畑があります。そこから、狩川方面へ下り1.2km進んだ原口商店前を左へ200m上がり、さらに、左へ20m入った右側に西ヶ迫の畑がございます。</p> <p>譲受人は曾於市大隅町岩川の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんで、主に枝豆、白菜、キャベツを栽培しており、農機具はトラクター8台ほか、トラック12台を保有されております。〇〇さん宅からは車で10分の距離でございます。あっせん価格は畑7,008㎡で10a当たり約15万円、総額110万円でした。あっせん委員は工藤委員と私、脇田でした。</p> <p>続きまして、10月の総会で依頼のあった〇〇さん分の水田でございますが、周りは水田地帯のため周辺の耕作者に当たっていますが、水稻の収量が上がらないということで、なかなか厳しい状況です。引き続き、活動を継続したいと思います。</p>
議長 委員	萩迫 安樂	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、安樂委員の報告をお願いします。</p> <p>10月の総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが、現在数名の方に声をかけておりますが、価格の調整がつかず難航しているところでございます。</p>

議長	萩迫	引き続き、活動していきたいと思います。
委員	宮脇茂樹	はい、ご苦労さまでした。続きまして、宮脇茂樹委員の報告をお願いします。
議長	萩迫	10月の総会で依頼のありました〇〇さんの分については、いろんな方に当たっていますが、まだ引き受け手がありません。引き続き、活動を続けたいと思います。
事務局	宮田	はい、ご苦労さまでした。最後に、福岡裕幸委員の報告分につきましては、本人欠席のため、事務局からの報告をお願いします。
議長	萩迫	〇〇さん分のあっせんにつきましては、福岡裕幸委員からあっせんの活動を続けているということで報告を受けております。今後も引き続き活動を継続していくとのことでした。以上で報告終わります。
議長	萩迫	はい、ご苦労様でした。次に、私の関係分について報告いたします。11月2日、事務局との事務打合せ、11月9日、志布志文化会館で開催されました鹿児島県各市農業委員会連絡協議会、11月14日、議案打合せに出席しました。また、16日から17日にかけて屋久島町で実施された大隅地区農業委員会連絡協議会主催の先進地研修については、参加を予定しておりましたが、発熱のため欠席いたしました。
議長	萩迫	最後に、委員、推進委員が出席した会議等について報告いたします。11月8日、鹿児島市で開催されました農山漁村パートナーシップ推進研修会に神宮司委員、平川委員、池袋推進委員が出席いたしました。11月13日から14日にかけて熊本市で開催されました九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会に神宮司委員、平川委員、池袋推進委員、垣内推進委員が出席いたしました。以上で報告を終わります。
議長	萩迫	次に、日程第4、議案第69号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
議長	萩迫	今回は、7件の申請でございます。6ページ、番号71番と72番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、71番につきまして、吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号71を報告いたします。譲渡人は志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、譲受人は同じく志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は安良にあります松崎農機商会から西側へ降りていった通称三郎丸の水田になります。高速道路の橋げたが安楽川に架かっておりますが、その北側になります。譲受人宅からは、2、3分のところにあります。
議長	萩迫	〇〇さんは認定農業者で、両親とピーマン、水稻を主に栽培されており、申請地にも水稻を作付けする予定です。また、トラクター1台、耕運機1台、両親がコンバイン、田植機などを保有しております。この地区の大半の水田は、〇〇さんと〇〇さんが所有されております。
議長	萩迫	以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の

		<p>適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号72番につきまして、神宮司委員の報告をお願いいたします。
委員	神宮司	<p>会長より依頼のありました番号 72 を報告いたします。譲渡人は志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん 48 歳、譲受人は同じく志布志町安楽にお住まいの〇〇さん 69 歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は 71 番で報告のあった地区と同じになりますが、安楽郵便局からグリーンロードに乗り、西へ 50m 進み、安良弁当を左折、400m 進み東九州自動車道のガード下手前を右折し道なりに進み、400m のところにあります。今回取得する田の周りも譲受人の所有地であり、自宅からは、約 3 km のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、配偶者と 2 人で、水稻 9 ha、甘藷 80 a を栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号73番について、審議いたします。橋口委員の報告をお願いいたします。
委員	橋口	<p>会長より依頼のありました番号73を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道 499 号柿ノ木志布志線を馬見ヶ塚集落から平和集落へ向かうと左側に伸紘ゴルフセンターがあります。1 筆は伸紘ゴルフセンターに隣接している畑で、残りの 2 筆は県道を挟んだ向かい側にあります。〇〇さん宅からは車で 2 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、従業員とともに甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことです。農機具はトラクター 10 台、</p>

		<p>堀取機機2台、蔓切機2台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号74番について、審議いたします。山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	<p>会長より依頼のありました番号74を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は田之浦郵便局前の大越橋を渡り、850m進み左折し、200m進みさらに左折し20m進んだ右側の田と、そこから、200m進んだ右側の畑であります。譲受人宅からは3分のところであります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、配偶者、両親の4人でピーマン、水稻、甘藷を栽培しており、申請地には甘藷を作付けする予定とのことす。また、トラクター3台、ハーベスター、軽トラックを保有してます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号75番について、審議いたします。永屋委員の報告をお願いいたします。
委員	永屋	<p>会長より依頼のありました番号75を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、親子になります。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所はそお街道沿いにあるJAあおぞらのガソリンスタンドから東へ500m行ったところの畑3筆と宇都中学校より南東へ500mくらい行ったところにある田が3筆です。譲受人宅から車で5分ぐらいのところあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、親子3人で飼料作物や水稻を主に栽培しており、申請地にも飼料作物と水稻を作付けする予定とのことす。また、トラクター2台、タイヤショベル2台、ダンプ1台などを保有してます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の</p>

		<p>適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8ページ、番号76番について、審議いたします。脇田廣昭委員の報告をお願いいたします。
委員	脇田廣昭	<p>会長より依頼のありました番号76を報告いたします。譲渡人は志布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は市役所松山庁舎より県道110号塗木大隅線を泰野方面へ3kmほど進み、松山町家畜指導センターへ入る道路へ右折し500m進んだ左側の2筆目の畑であります。譲受人宅からは7、8分のところでございます。</p> <p>〇〇さんは現在会社員であり、農地取得後の面積も50a未満ですが、下限面積要件撤廃後の現地調査におけるチェックシートによる確認を行いました。併せて、総会資料に営農計画書も添付しております。また、譲受人は勤務している会社においてネギの栽培実績もあり、申請地にもネギを作付けする予定とのことです。休日は、両親が栽培されている水稻や甘藷に係る手伝いもされているようです。また、トラクター1台、軽トラック1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号77番について、審議いたします。山下昭一委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号77番を報告いたします。譲渡人は三重県にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道499号柿ノ木志布志線沿いの尾野見郵便局より志布志方面へ1.5km進んだ大続入口バス停より左へ100m進み、左へ200m進んだところをさらに左へ100m行った左側にあり、耕運されておりました。譲受人宅から500mのところにあります。</p> <p>〇〇さんは両親と一緒に、甘藷、大根、キャベツを栽培しており、申請地にも甘藷、大根を作付けする予定とのことです。また、トラクター3台、ト</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号77番について、審議いたします。山下昭一委員の報告をお願いいたします。
委員	山下昭一	<p>会長より依頼のありました番号77番を報告いたします。譲渡人は三重県にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道499号柿ノ木志布志線沿いの尾野見郵便局より志布志方面へ1.5km進んだ大続入口バス停より左へ100m進み、左へ200m進んだところをさらに左へ100m行った左側にあり、耕運されておりました。譲受人宅から500mのところにあります。</p> <p>〇〇さんは両親と一緒に、甘藷、大根、キャベツを栽培しており、申請地にも甘藷、大根を作付けする予定とのことです。また、トラクター3台、ト</p>

		<p>ラック 4 台、甘藷堀取機 2 台を保有しています。相手方の要望、規模拡大による許可申請です。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第 4、議案第 69 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 5、議案第 70 号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。
		10 ページ、番号 19 番を審議いたします。現地を調査された山迫委員の報告をお願ひします。
委員	山迫	<p>議案第 70 号、番号 19 番について報告いたします。調査日は 11 月 8 日、調査委員は安樂委員、竹田委員と私、山迫です。事務局から 1 名の同行がありました。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。譲受人は東申良町池之原にお住まいの〇〇さんと松山町泰野にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、松山庁舎から県道 110 号塗木大隅線を東へ 4.2km 進んだ先の白坂自治会入口を左折し、市道白坂・市ノ原線を道なりに 530m 進んだ先を左折し、市道川端・白坂線を 50m 進んだ先の左側に位置します。除外の目的は農家住宅です。</p> <p>譲受人は、このたび結婚して実家の近くに農家住宅を建て、兼業農家の父と生産牛の飼養に従事するとのことです。排水は、南側にある用水路へ水路放出する計画です。また、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画です。</p> <p>申請地の農地区分は 10ha 以上の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認め

会場 議長	委員 萩迫	<p>ることに、御異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第5、議案第70号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第71号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。 12ページ、番号8番を審議いたします。現地を調査された永屋委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	永屋	<p>議案第71号番号8番について報告いたします。調査日は11月8日、調査委員は坂中委員、垣内委員と私、永屋です。資料は8ページから11ページになります。 申請人は、鹿屋市川東町の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇事業統括部長の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、野神小学校から県道523号志布志有明線を北へ1.8km進み右折、市道中野・芝用線を800m進み右折し、市道山重・鍋前線を120m進んだ右側になります。牛舎と堆肥舎の建設になります。すでに半分程度造成されていたため、始末書が提出されています。 申請地の農地区分は農用区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途である農業用施設用地に供する転用の許可も可能です。 以上のことにより調査委員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第71号農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第7、議案第72号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 14ページ、番号46番を審議いたします。現地を調査された安楽委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	安楽	<p>会長より依頼のありました議案第72号番号46番について報告いたします。調査日は11月8日、調査委員は山迫委員、竹田委員と私、安楽です。事務局から1名の同行がありました。 譲渡人は、広島県広島市にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん</p>

		<p>本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。総会資料は12ページから14ページです。場所は、志布志庁舎から市道町原線を進み、町原交差点を安楽方面へ300mほど進んだ交差点を右折し、市道久保線を北大原方向へ430mほど進んだ右側に位置します。転用目的はアパート1棟と建売住宅5棟の建設です。排水は、浄化槽の流末は東側西側の既存側溝へ流す計画です。また、周囲をコンクリートブロックやのり面を設置し、流出を防止するとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号47番を審議いたします。現地を調査された山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	<p>会長から依頼のありました議案第72号番号47番について報告いたします。調査日は11月8日、調査委員は安楽委員、竹田委員と私、山迫です。事務局から1名の同行がありました。総会資料は、15ページから17ページです。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さんです。立会人は、司法書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、田之浦井久保自治会入口看板から、市道井久保線を南へ200m進んだ先を左折し、公衆用道路を東へ45m進んだ先を北へ26m進んだ先に位置します。転用目的は山林です。隣接地の耕作に影響がないよう3mから5mの緩衝地を設けて植林する計画です。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。なお、代替地の検討もしましたが、他に適当な土地もないことから、やむを得ないと思われまます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号48番を審議いたします。番号48番は、令和5年第6回定例総会の議案第35号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号13番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、15ページ、番号49番と16ページ、番号50番につきましては、関連がございますので一括審議としたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、番号49番及び番号50番について、現地を調査された坂中委員の報告を2件まとめてお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>議案第72号番号49と番号50は、同一の事業であるため一括して報告します。番号49は事業実施に伴う地上権設定に係る5条申請で、番号50は所有権移転に係る5条申請です。調査日は11月8日、調査委員は永屋委員、垣内委員と私、坂中です。貸人及び借人、譲渡人及び譲受人は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。立会人は、〇〇株式会社〇〇さんと〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は志布志市有明庁舎から市道吉村・牧之内1号線を西へ道なりに450m進み右折し、市道野球場線を180m進み左折、市道吉村・中野1号線を80m進んだ左側に全筆が位置しています。転用目的は太陽光発電施設です。排水のうち、雨水などについては、原形地形で流下する東系統と西系統に分割し、東系統は既存道路の排水路に接続し、西系統は用水路へ接続し、排水するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号49番につきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号50番につきまして、何か御意見ございませんか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第72号農地法第5条の規定による許可申請につい ては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
委員	竹田	次に、日程第8、議案第73号非農地証明願の承認についてを議題とします。 18ページ、番号20番を審議いたします。現地を調査された竹田委員の報告を お願いいたします。 議案第73号番号20について報告いたします。調査日は11月8日、調査 委員は安樂委員、山迫委員、私、竹田です。申請人は、曾於市大隅町岩川に お住まいの〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでし た。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料のとおりで、総会資料は24ページから26ページです。場所は町 原交差点から、市道町原・弓場ヶ尾線を南へ約400m進んだ左側のアパート の東奥に位置します。申請地は、願出人が平成26年に3条で取得しまし たが、病気で体調を崩し、今後の耕作が困難になったということでございま す。また、申請地はアパートの敷地に隣接しておりますが、雑木、ススキ、セイ タカアワダチソウが繁茂し、原野化した現状であります。耕作するにも進入 路がなく、耕作のためにはアパートの敷地内を通らなければならず、容易に 耕作できる状況ではないと思われます。また、宅地化が進んでいる地域であ り、周辺地との高低差もあるため農地性は低い土地と思われます。 以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らし て、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審 議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認す ることに御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号21番を審議いたします。現地を調査され た垣内委員の報告をお願いいたします。
委員	垣内	議案第73号番号21について報告いたします。調査日は11月8日、調査 委員は永屋委員と坂中委員と私、垣内です。申請人は志布志市有明町蓬原に お住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料のとおりです。場所は有明大橋からそう街道を南に1.1km進んだ 左側に位置します。申請地は20年以上耕作されておらず、山林化しており 農地への復元が困難になったものです。

		<p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第8、議案第73号非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第9、議案第74号農用地利用集積計画決定についてを議題とします。
		はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第74号農用地利用集積計画決定について農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。
		議案書20ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公告日は、令和5年11月30日で、面積は畑が6,542㎡となっております。所有権を移転する者は1人、所有権の移転を受ける者は1人で、売買によるものです。
		所有権移転の詳細につきましては、議案書21ページに掲載してございますので、お目通しください。
		以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは、21ページ番号24番と20ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	議案第74号農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。
		議案書は、22ページから37ページとなっております。まずは、議案書22ページの利用権設定の総括表をご説明いたします。
		公告日は令和5年11月30日で、始期は令和5年12月1日となります。設定期間が5年から10年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。
		利用権の設定面積は、田が1万1,257㎡、畑が7万4,217㎡、樹園地が2万

		<p>9,358㎡で、合計しますと11万4,832㎡となり、うち更新分は1万4,531㎡となっております。利用権の設定をする者の数が26名で、利用権の設定を受けようとする者の数が15名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より11名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、23ページから33ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書34ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和5年11月30日で、始期が令和5年12月1日であります。</p> <p>設定期間は5年と10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>地目別の内訳は、田が4,321㎡、畑が3万8,464㎡で、合計しますと4万2,785㎡となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は4名であります。詳細につきましては、35ページから37ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第74号農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。</p> <p>23ページ、番号1番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号1番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、23ページ、番号2番から33ページ、番号28番までと、22ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。35ページ、番号1番から、37ページ、番号5番までと、34ページの総括表について審議いたします。
		これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第9、議案第74号農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第10、議案第75号農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	中水	議案第75号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、補足して説明いたします。 今回の見直しにつきましては、令和4年2月の農林水産省ガイドライン発出のほか、令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法等の施行を踏まえた見直しとなっております。 議案書39ページを御覧ください。第1、基本的な考え方につきましては、法改正のほか、本市の現状等を踏まえた表記に見直したところでございます。 第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法につきましては、令和4年度分から様式が変更された「最適化活動の目標の設定等」を踏まえた表記に見直しております。 各項目の数値の現状につきましては令和5年3月とし、目標につきましては、3年後の検証・見直しを踏まえた令和8年3月、最終的な目標年度は農林水産省ガイドラインを反映した目標設定時点の令和12年3月としております。なお、議案書40ページ、上段の担い手への農地利用集積目標の令和12年3月の集積率90%につきましては、農林水産省ガイドライン発出を踏まえ、県から示された数値を根拠としておりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。 各項目の推進方法につきましても、農林水産省ガイドラインや法改正等を踏まえた表記としておりますが、議案書42ページ3、新規参入の促進の(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法につきましては、8月に稼働しました農業サポートセンターを関係機関として表記しております。 議案書39ページに戻っていただきまして、第1、基本的な考え方の中段よりやや下になりますが、なお書きの部分を御覧ください。本指針につきましては、改正基盤法により県及び市が策定する基本方針や基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標を示すものとされております。本年8月の定例総会で法改正等を踏まえた市の基本構想の見直しに関する議案を審議、議決いただきましたので、今回提案するものでございます。御審議方、よろしくお願いたします。
議長	萩迫	ただいま説明がございましたが、これにつきまして何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。提案のとおり決定することに

会場 委員
議長 萩迫

御異議ございませんか。

(会場 異議なし)

異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第75号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、提案のとおり決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員